

## 「ふれあい・いきいきサロン」活動支援事業実施要領

平成27年4月1日

要領 第 31号

### (目的)

第1条 この要領は、地域での人間関係・社会関係の希薄化と孤立・孤独、高齢者の介護予防が重視される今日、高齢者をはじめ、障がい者や、子育て中の親が、参加者とボランティア（住民）という「サービスの受け手と担い手」という立場を超え、「誰でも、気軽に、楽しく、無理のない範囲で」実施でき、「住み慣れた地域で住み続けたい」「なじみの仲間同士で、自然に交流し合いたい」という住民ニーズに応える「ふれあい・いきいきサロン」（以下、「サロン」という）活動を町内に増やし、支援するために必要な事項を定める。

2 この要領は、地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」）が設置され、地区社協による「ふれあい・いきいきサロン」の支援が開始するまでの暫定的なものとする。

### (登録)

第2条 活動支援を希望するサロンは、「ふれあい・いきいきサロン登録申請書」（以下「登録申請書」という。）（様式第1号）を用い、三芳町社会福祉協議会会長（以下、「町社協会長」という）に提出する。

2 町社協会長は、前項による登録申請書が提出されたときは、審査のうえ30日以内に、「ふれあい・いきいきサロン登録承認（不承認）通知書」（様式第2号）を交付するものとする。

### (登録及び活動の要件)

第3条 サロンの要件を以下のとおりとする。

- (1) 継続性があり、原則月1回2時間以上の開催であること。
- (2) 担い手が、3人以上いること。
- (3) 原則として、高齢者、障がい者、児童、外国からの移住者、介護者、引きこもり、病児など支援すべき特別の課題を抱えた人が対象者であること。
- (4) 対象者の9割以上が、三芳町の住民であること。
- (5) 地域に開かれていて、広報活動（チラシの配布、電話かけなど）を毎回おこなっていること。
- (6) 政治的、宗教活動を目的としないこと。
- (7) 特定の会員（サークル、行政区加入者など）のみを対象としていないこと。
- (8) 営利を目的としないこと。
- (9) 三芳町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が、開催する「ふれあい・いきいきサロン情報交換会及び研修へ参加をすること。
- (10) 担い手のうち一人以上は、サロン立ち上げ講座を受講した者とする。こと。（修了証を発行）

- (1 1) ボランティア行事保険又は、それに替わるもの、及び担い手はボランティア活動保険に加入すること。
- (1 2) 毎年、4月中に登録の更新をするものとする。
- (1 3) 毎回「開催申請書」(様式第3号)を提出すること。
- (1 4) サロン参加者は3～20人が望ましく、参加を促すため広報活動を積極的に行うこと。

(支援内容)

第4条 町社協は、前条の要件を満たし、登録をしたサロンに対し以下の支援を行うものとする。

- (1) 初回のPRチラシ原稿の作成
- (2) 印刷機の貸し出し(無料)
- (3) 社会福祉協議会備品の貸し出し(無料) 備品一覧有り
- (4) イベント等のボランティアの紹介 趣味・技術ボランティア一覧有り
- (5) ボランティア行事保険、ボランティア活動保険の加入受付
- (6) ホームページでの周知
- (7) 助成金の交付
- (8) 相談
- (9) 「ふれあい・いきいきサロン情報交換会」の実施
- (10) 担い手として必要な知識を得るための研修の実施

(助成金)

第5条 町社協会長は地区社協設置予定地区内で集められた社協一般・特別会員会費の4割を上限とした予算を地区に配分する。予算は地区内で行われる小地域福祉活動(ひとり暮らし高齢者会食会・ふれあい・いきいきサロン・福祉新聞など)で按分する。

- (1) 町社協が実施する「三芳町を“いいまち”にしよう!!町民福祉活動応援助成金」との重複助成は受けられないものとする。
- (2) 開催申請書(様式第3号)の提出がない場合は、助成しないものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条に規定する助成を受けようとするサロンは以下のとおり申請するものとする。

- (1) 設立助成金「ふれあい・いきいきサロン活動支援事業助成金交付申請書」(様式第4号)をサロン登録時に町社協会長に提出する。
- (2) 開催助成金 前項の同申請書及び「ふれあい・いきいきサロン活動支援事業助成金交付申請書」(様式第5号)を実施年度の2月末までに町社協会長に提出する。但し、2月末までに実施が終了していない場合は、実施見込として提出することが出来る。

(助成金の交付方法)

第7条 町社協会長は、前条の規定により助成金の申請があった時は、設立助成については申請後1ヶ月以内に、また開催助成については当該年度の3月に一括し、「ふれあい・いきいきサロン活動支援事業助成金決定通知書」(様式第6号)にて通知し、同期限内に交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 第6条に基づき助成金の交付を受けたサロンは、交付を受けた目的及び使途に反して使用してはならない。

2 町社協会長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたと認められた時は、交付した額の全部又は一部を返還させることが出来る。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町社協会長が別に定める。

附 則

(適用除外)

本要領は、地区社協が設立するまでの暫定的な要領として、地区社協が設立した地区については適用しない。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

ふれあい・いきいきサロン登録申請書

サロン名			
設 置	年	月	日
対象者	高齢者 児童	障がい者 ( ) その他 ( )	
代表者	氏 名		
	住 所	〒	
	電 話	電話	FAX
	携帯番号		
	アドレス	携 帯 パソコン	
スタッフ ※名簿添付	氏名	住所	
	電話	FAX	
	氏名	住所	
	電話	FAX	
	氏名	住所	
	電話	FAX	
開催場所	住所 〒		
広報の方法	①チラシ配布 ( ) ②電話かけ ( ) ③声かけ ( ) ④その他( )		
サロンの内容			
開催日	月	回	第 曜日
時 間	: ~ :		
人 数	スタッフ	名	合計 名
	参加者	名	
保 険	保険名 保険会社		
備考 (活動PR)			

様式第2号

平成 年 月 日

「ふれあい・いきいきサロン」登録承認・不承認通知書

(サロン名)  
代表 様

社会福祉法人  
三芳町社会福祉協議会  
会 長

「ふれあい・いきいきサロン」活動支援事業実施要領第2条第1項に基づき平成 年 月 日付けで申請がありました、下記のサロンにつきまして承認・不承認と決定しましたので、通知をいたします。

記

1 サロン名

2 不承認の理由

3 承認後、初年度は「ふれあい・いきいきサロン」活動支援事業助成金交付申請書（様式第4号）により設立助成金を申請してください。また、開催年度の2月末までに、開催助成金の申請と「ふれあい・いきいきサロン開催報告書」（様式第5号）を社協会長に提出してください。但し、2月末までに実施が終了していない場合は、実施見込として提出することが出来ます。

様式第3号

## ふれあい・いきいきサロン開催事前報告書

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会

会長

様

サロン名

代表者

印

### 1 開催

開催日（曜日）	/ ( )
時間	: ~ :
開催場所	
参加者数	
スタッフ数	
活動内容	
広報活動	

## 2 収支

### 収入

科目	金額	項目
社協助成金	¥	
自己資金	¥	
寄付金	¥	
その他	¥	
合計	¥	

### 支出

科目	金額	項目
賃借料	¥	
食材費	¥	
消耗品費	¥	
事務費	¥	
	¥	
	¥	
合計	¥	

様式第4号

平成 年度 「ふれあい・いきいきサロン」活動支援事業助成金交付申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会  
会 長 様

サロン名  
代表者名 印

下記により、平成 年度「ふれあい・いきいきサロン」活動支援事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 申請内容 申請する助成金に○をつけてください。  
( ) 設立助成 \_\_\_\_\_円  
( ) 開催助成 \_\_\_\_\_円×\_\_\_\_\_回=\_\_\_\_\_円  
※開催助成は、上限\_\_\_\_\_円とする。
- 3 添付書類  
設立助成 ふれあい・いきいきサロン登録書(様式第1号)  
開催助成 平成 年度 開催報告書(様式第3号)







様式第6号

平成 年度 ふれあい・いきいきサロン活動支援事業助成金決定通知書

三芳社協発第 号  
平成 年 月 日

様

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会

会 長 印

平成 年 月 日付け三芳社協収第 号で申請のあった平成  
年度「ふれあい・いきいきサロン活動支援事業」助成金については、下記  
のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 支払方法 月 日 ( ) までに、印鑑をお持ちの上お受け

取り下さい。